

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

下安第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 下野市地域公共交通会議
住 所 栃木県下野市笹原 2 6 番地
代表者氏名 会長 長田 哲平 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和2年7月 日

（名称）下野市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
下野市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
市民の多くは、日常の移動手段として自家用車に大きく依存している。しかし、高齢者等の交通弱者は公共施設の利用・買い物・通院等に不便な状況にある。そのために市内 中心部 の公共施設、医療機関、商業施設を循環する地域公共交通は必要不可欠である。現在運行している本市デマンド交通は、地域市民の移動手段の選択肢の一つとして定着しており、さらに運行内容の充実を図りながら本事業を推進する必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
令和元年度のデマンドバスの1日平均利用者数は80.6人だった。高齢者外出支援事業、子育て世帯外出支援事業の継続、デマンドバスのPR強化等の利用促進により1日平均138人とする。
(2) 事業の効果
デマンドバスの運行を維持することにより、市内の高齢者等交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。誰もが快適に移動できる交通環境を整え、地域の活性化と市民の生活満足度の向上を図ることができる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
下野市安全安心課 ・ デマンドバスのPR ・ 運転免許証自主返納者支援事業の継続 ・ 運行形態等の検討・改善 下野市高齢福祉課 ・ 高齢者外出支援事業の継続 下野市こども福祉課 ・ 子育て世帯外出支援事業の継続
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
下野市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分としている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
関東交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
令和2年7月15日(水)午後2時開催 内 容 ①下野市地域公共交通網形成計画素案について ②地域公共交通確保維持事業について	
21. 利用者等の意見の反映状況	
1年間の利用実績及び利用者からの意見を基に事業を見直し、利用者登録者からのニーズに応じた運行方法の改善を図る。また、令和元年に住民ニーズ調査を実施し、その結果を基に下野市地域公共交通網形成計画の策定を令和2年度に予定している。	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	栃木県県土整備部交通政策課
関係市区町村	
交通事業者・交通施設管理者等	関東自動車(株)、関東交通(株)、石橋タクシー(株)、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会、栃木県交通運輸産業労働組合協議会、栃木県栃木土木事務所、栃木県下野警察署、JR 東日本小金井駅
地方運輸局	栃木運輸支局
その他協議会が必要と認める者	宇都宮大学准教授、自治会長連絡協議会、老人クラブ連合会、身障者福祉協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、商工会、 公募住民

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県下野市笹原26番地

(所 属) 下野市役所市民生活部安全安心課

(氏 名) 古口 貴之

(電 話) 0285-32-8894

(e-mail) anzenanshin@city.shimotsuke.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
下野市	関東交通(株)	(1) 石橋地区		石橋地区		往 km 復 km	294日	2,940回		区域運行	ロ-②-(2)	石橋駅バス停で地 域間幹線系統宇都 宮駅西口～石橋 駅、石橋駅～真岡 車庫と接続、JR石 橋駅で鉄道JR宇都 宮線と接続	③
	関東交通(株)	(2) 国分寺地区		国分寺地区		往 km 復 km	294日	2,940回		区域運行	ロ-②-(2)	小金井駅西口バス 停で小山コミュニ ティバス羽川線と接 続、JR小金井駅で 鉄道JR宇都宮線と 接続	③
	関東交通(株)	(3) 南河内地区		南河内地区		往 km 復 km	294日	2,940回		区域運行	ロ-②-(2)	JR自治医大駅で鉄 道JR宇都宮線と接 続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	下野市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	26,351
交通不便地域	26,086

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
9,340	石橋地区	局長指定
7,926	国分寺地区	局長指定
8,820	南河内地区	局長指定

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
26,086	$26,086 \text{人} \times 120 \text{円} \times 0.7 + 460 \text{万円}$	6,791,000

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)